



鴻巣学務第534号
令和5年11月29日

鴻巣市立小・中学校通学区域審議会 会長 様

鴻巣市教育委員会
教育長 望月 栄



北新宿地区 JR 高崎線線路南側の通学区域の見直しについて（諮問）

このことについて、鴻巣市立小・中学校通学区域審議会条例（昭和 48 年 12 月 25 日条例第 46 号）第 2 条の規定により諮問します。

記

1. 諮問事項

北新宿地区 JR 高崎線線路南側の通学区域の見直しについて

2. 諮問理由

北新宿地区においては、洲崎橋や JR 高崎線の線路を横断している児童の登下校に関する安全対策について、多くの要望等が挙げられたこと、また、小学校から中学校への進学が別れていることの改善のため、通学区域の見直しを行い、吹上小学校から下忍小学校へと指定校を変更しました。

現在も北新宿地区土地区画整理事業が進められており、今後、JR 高崎線線路南側が開発された際には、転入者の増加に伴い、児童数が増加し、多くの児童が JR 高崎線の線路を横断し登下校することが想定されます。

このことから、将来にわたり安全かつ適正な通学区域の設定が必要と考えていることから、北新宿地区における JR 高崎線線路南側の通学区域については、吹上小学校とし、中学校への進学先については吹上中学校とするものです。

3. 審議事項

北新宿地区 JR 高崎線線路南側の通学区域を令和 6 年度から、吹上小学校及び吹上中学校の通学区域とすることが妥当かどうか。